

市有地を活用した障害福祉サービス施設等

整備事業者公募要項

令和 7 年 9 月

昭 島 市

【 目 次 】

	ページ
1 公募の趣旨	1
2 事業の概要	1
3 応募資格	2
4 貸付予定地	2
5 貸付条件	4
6 施設整備及び運営に関する基本的事項	6
7 施設整備に係る補助金	8
8 公募・選定に係るスケジュール	9
9 候補事業者の選定方法	9
10 応募申込、応募資格審査及びプレゼンテーション審査に関する質問、回答	10
11 事業者説明会及び現地見学会	11
12 応募資格審査	12
13 応募資格審査の結果連絡	13
14 書類審査及びプレゼンテーション審査	13
15 選定結果の通知及び公表	14
16 応募にあたっての留意事項	14
17 問い合わせ先	15

1 公募の趣旨

昭島市（以下「市」という。）では、障害のある方の重度化・高齢化に伴い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の整備が重要な課題となっています。これらの課題に対応するため、市内に不足している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定される地域生活支援拠点の整備が求められています。こうした状況の中、市有地を定期借地方式により障害福祉サービスの運営実績がある法人（以下「事業者」という。）に貸し付け、民間資本による障害福祉サービス施設の整備により、障害のある方の支援の充実を図ることといたしました。

障害のある方が住み慣れた地域でいきいきと豊かな生活を営むことができるよう、障害福祉サービス施設を民間企業のノウハウを活用して整備し、事業運営をおこなうとともに、より柔軟で質の高い優れた障害福祉サービスの提供を実現し、これまでの市民サービスを引き続き提供していくことを目的として、市有地の貸し付け、民設民営方式による施設の整備・運営を行う事業者を広く募集するものです。

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により、この要項に定める応募資格を満たす事業者から、施設整備や運営についての具体的な提案を募集し、書類審査、プレゼンテーション審査の結果を総合的に評価した上で行います。

2 事業の概要

本事業は、市が事業者に「4 貸付予定地」に定める土地（以下「本件市有地」という。）を貸し付け、本件市有地を借り受ける事業（以下「候補事業者」という。）が自ら障害福祉サービス事業等の用に供する建物その他工作物（以下「本件建物」という。）を整備して、事業所を設置し、運営をしていただくものです。

（1）事業内容及び規模

ア 必須事業及び機能

（ア） 障害者総合支援法に基づく地域生活支援拠点の緊急時の受け入れ・対応の機能

手法については、障害者総合支援法第5条第8項に基づく短期入所事業（併設型、単独型又は空床利用型）、その他の方法等提案内容とします。

（イ） 緊急時の受け入れ・対応の機能 1床以上。

イ 任意事業

本件建物においては、必須事業のほかに、事業者の提案により、本事業の趣旨に反しない事業等を実施することができるものとします。なお、候補事業者が自ら施設整備及び運営を行うことを条件とし、提案された事業は、市と協議の上、実施の可否を決定します。

（2）開設時期

令和1年度中（予定）。

ただし、不測の事態等により開設時期に影響が生じる場合は、別途、市と候補事業者で協議を行い定めることとします。

3 応募資格

本公募に応募できる事業者は、次の要件を全て満たす事業者とします。

なお、同一の応募事業者が複数の提案を行うことは認めません。

(1) 事業実績

令和7年4月1日現在、障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービスのうち、共同生活援助又は短期入所について1年間以上事業運営、サービス提供を行っている、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人とします。

新たに社会福祉法人を設立しての応募はできません。

(2) 財務状況

ア 法人全体の経営状態が良好であること。

過去3年間（令和6年度、令和5年度及び令和4年度）の決算状況が営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字である場合は、原則認められません。

イ 法人全体の財務状況で令和6年度決算において債務超過を生じていないこと

ウ 法人設立、施設開設など上記ア及びイに特殊な事情がある法人は、理由により欠格事項に該当しないと判断する場合があります。

(3) 後述「11 事業者説明会及び現地見学会」（令和7年11月4日（火）開催予定）に参加すること。

(4) 欠格事項

法人又はその代表者が次の各号のいずれにも該当しないこと

ア 民法（明治29年法律第89号）上の行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと

エ 国税及び地方税を滞納していない者

オ 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）による指名停止を受けていないこと

カ 昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施）による入札参加排除措置を受けていないこと

キ 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続きをしている法人

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属し、又は関与している者

(5) その他

既存の障害福祉サービス等において、都道府県又は市区町村が実施した指導検査等により指摘を受けていない、又は改善済みであること。

4 貸付予定地

(1) 所在地

ア 地番

- (ア) 東京都昭島市松原町五丁目2963番25
- (イ) 東京都昭島市松原町五丁目2967番10
- (ウ) 東京都昭島市松原町五丁目2968番1
- (エ) 東京都昭島市松原町五丁目2968番6
- (オ) 東京都昭島市松原町五丁目2968番14

イ 住居表示

東京都昭島市松原町五丁目 2 番地先

ウ 現況

更地

エ 交通

拝島駅より南西方向に150m、徒歩2分

オ 地目

候補事業者が決定後、市が地目変更し「宅地」とする予定です。

(2) 敷地面積

約789m²

(3) 建築上の法規制等（主な用途地域等）

ア 地域・地区等

用途地域	近隣商業地域	第1種低層住居専用地域
建ぺい率	80%	40%
容積率	300%	80%
防火指定	準防火地域	防火指定なし（22条区域）
日影規制	5時間 / 3時間 (測定水平面6.5m)	3時間 / 2時間 (測定水平面1.5m)
高度地区	第3種高度地区	第1種高度地区

イ 都市計画道路

計画道路はありません。

ウ 地区計画等

(ア) 拝島駅南口地区地区計画

ただし、制限があるのは、近隣商業地域のみです。制限の内容については、昭島市都市計画部地域開発課に御確認ください。

(イ) 拝島駅南口地区まちづくりガイドライン

拝島駅南口地区まちづくり委員会へ届出が必要です。

エ 埋蔵文化財包蔵地

調査対象区域です。

オ 宅地造成等工事規制区域

宅地造成等工事規制区域です。

カ 風致地区、駐車場整備地区、文教地区、緑地保全地区

該当はありません。

キ 避難経路等

敷地が前面道路との高低差があるため、避難経路等の取扱いについて、東京都多摩建築指導事務所の確認が必要となります。

(4) 接道状況

ア 北側 市道昭島46号（幅員 16m）

市道昭島46号の既存のガードレールの撤去、道路の切り下げについては、道路管理者と協議の上、候補事業者の負担で行ってください。

イ 南側 市道西560号（幅員 1.82m～4m）

(5) 現地の見学

現地では、敷地内への立ち入ることはできませんが、敷地外から状況確認は可能です。その際、近隣の住民に迷惑とならないよう配慮し、大人数での見学は御遠慮ください。

(6) その他

ア 敷地面積や隣接地との境界は現況を優先します。

イ 関連法令等、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関連法令を十分確認してください。建築上の法規制等については、必ず東京都多摩建築指導事務所で確認してください。

5 貸付条件

候補事業者は、次の条件により、市と借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権設定契約を締結するものとします。なお、本要項に定めるもののほか、市の関係規定等に定めるところによります。

(1) 貸付期間

50年間

(2) 貸付期間の開始

候補事業者として決定後、定期借地権設定契約を締結し、貸付を開始します。なお、当該施設の建設にあたって、東京都の「障害者通所施設等整備費補助」を利用する場合は、市との契約締結前に補助金の交付決定における内示を得ていることが必要になります。

(3) 貸付料

不動産鑑定士等により土地の評価をした上で、年額貸付料の評価額を基に、市が決定します。書類審査及びプレゼンテーション審査における提案内容に必要な参考額は、事業者説明会にて情報提供します。

本件市有地における貸付料は、上記の方法により算定された額から減額を行う場合があります。

(4) 貸付料の改定

貸付料が土地価格の変動等により、又は近隣の土地の貸付料と比較して不相応となった場合、貸付料を改定できることとします。

(5) 保証金

貸付料の30か月分（利息は付きないものとします。）

貸付期間が満了し、市が本件市有地の引き渡しを受けた後に、返還します。ただし、後述「（13） 土地の返還等」に記載の原状に回復させる際、市が本件建物取壊し行った場合等は、保証金の額からそれに要した費用を差し引いた額を返還します。

なお、「（4） 貸付料の改定」により貸付料が増額改定された場合には、改定後の貸付料を基に新たな保証金を算出し、既納の保証金との差額を追加で納付していただきます。

また、保証金の納付については、候補事業者と別途協議を行います。

(6) 納入方法及び納入期限

ア 保証金

市が別途指定する日までに支払うこととします。

イ 貸付料

市が発行する納入通知書により、月ごとに支払うこととします。貸付料の起算日は契約により定めますが、起算日が月の途中になるときは、当該月の貸付料は日割計算によって算出します。なお、貸付料の支払いに遅延が生じた場合には、昭島市公有財産規則（昭和49年昭島市規則第15号）第34条の規定により計算された額の延滞金を徴収します。

なお、東京都の「定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助」を活用する場合など、月ごとに支払う貸付料に変更が生じる場合には、別途協議の上、月ごとに支払う貸付料を決定します。

(7) 借地権の登記

借地権の設定登記はできません。

(8) 用途の指定

候補事業者は、本件市有地を「2 事業の概要」に定める用途として使用しなければなりません。

(9) 借地権の譲渡、転貸等

候補事業者は、本件市有地に係る借地権を、市の承諾なしに第三者に譲渡、転貸等を行うことができません。

(10) 建物の貸付け

候補事業者は、本件市有地上の建物を、市の承諾なしに第三者に貸し付けることはできません。

(11) 施設整備

本件市有地における施設、設備等の建設又は市が設置している仮囲い等の撤去は、候補事業者の責任と負担により行ってください。

(12) 維持管理

候補事業者が整備した施設、設備等の維持管理は、候補事業者の責任と負担により行ってください。

なお、造成、施設の整備及び土地の維持管理に伴い第三者に与えた損害については、

候補事業者が一切の責を負い、迅速かつ誠実に対応するとともに、係る費用を全額自己負担していただきます。

また、当該敷地内にある既存樹木の維持管理伐根等、枝のせん定等に係る費用も事業者が負担することになります。草刈り、枝のせん定等を適宜行い、周辺環境に十分配慮した維持管理を行っていただきます。

(13) 土地の返還等

貸付期間満了のとき、候補事業者の都合により土地貸付に係る契約を解除したとき又は市により土地貸付に係る契約が解除されたときは、候補事業者の負担により、本件市有地を直ちに原状に回復させ、市に返還していただきます。ただし、市が必要と認めたときは、本件建物を市又は市が指定する事業者に無償で譲渡していただく場合があります。

(14) 契約更新等

貸付期間の満了時において、契約の更新及び建物の築造による貸付期間の延長はなく、建物の買取請求権も発生しません。

(15) その他

ア 候補事業者の選定後、提案された事業を確実に実施していただくために、市と施設運営等に関する基本協定を締結します。

イ 市は本件市有地の隠れた契約不適合及び数量の不足について、一切の責任を負いません。

ウ 契約の解除その他の事項については、土地貸付に係る契約書によります。

6 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設整備及び運営に際しては、以下の関係法令等及び条件を遵守してください。

なお、施設整備及び運営にあたっては、市内業者の活用や市民雇用などに努めてください。

(1) 遵守すべき法令等

障害福祉サービス施設等の整備にあたり、以下の法令、条例及び関連規定等の基準を満たしてください。なお、ここに掲げる法令、条例及び関連規定等が全てではないため御注意ください。

ア 建築関係

(ア) 建築基準法

(イ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）

(ウ) 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）

(エ) 昭島市宅地開発等指導要綱（昭和49年4月1日実施）

(オ) 昭島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年昭島市条例第28号）

(カ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

(キ) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）

- (ク) 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）
- (ケ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (コ) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (サ) 防火設備の設置に関する消防庁の指導
- (シ) その他、関係法令及び条例等

イ 運営関係

- (ア) 障害者総合支援法
- (イ) 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）
- (ウ) 東京都指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- (エ) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (オ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- (カ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- (キ) その他、関係法令及び条例等

(2) 施設整備に関する基本的条件

ア 建設工事にあたっては、建設工事に伴う振動、騒音、安全等の対策を十分に行い、地域住民の住環境には十分に配慮してください。また、地域住民に対し本公募による候補事業者と選定された後かつ建設工事の着工前に、建設工事に関する説明を丁寧に行うとともに、工事期間中も苦情や要望があった際には迅速かつ丁寧に対応してください。

なお、建設工事に係る施工業者の選定にあたっては、東京都が定める契約手続基準に準じて実施してください。

イ 利用者の送迎などに必要となる車両等については、道路上に駐停車することのないよう、必要台数分の駐車スペースを確保し、地域住民の通行を妨げないようにしてください。また、来客及び職員用の駐車場及び駐輪場を確保してください。

ウ 本件建物の建設工事の際、撤去又は保存を要する地下埋蔵物の存在が判明した時は、直ちに市に報告し、市と協議の上、候補事業者が関係法令等に基づき、当該地下埋蔵物を適切に処理してください。

エ 予定外の地中埋蔵物（存置杭等）又は土壤汚染が判明した場合には、その取扱いについて市と協議を行ってください。

オ 本件市有地に隣接している保育所から求められている二方向への避難路の確保について、市道昭島46号方面にも避難路を確保してください。

(3) 運営に関する基本的条件

ア 基本協定の締結

候補事業者の選定後、提案された事業を確実に実施するため、市と施設運営等に関する基本協定を締結していただきます。また、地域生活支援拠点として市と協定を締結していただきます。 協定書の内容は、別途、候補事業者と協議し、決定します。

イ 障害サービス事業所の指定等を受ける必要があります。

ウ 障害者総合支援法に基づく事業者としての指定基準を満たし、東京都から事業者指定を受けてください。

エ 事業の継続期間

本公募に基づいて整備する施設においては、土地の貸付期間終了まで継続して事業を実施してください。

オ 利用者

障害福祉サービスの利用者については、昭島市が障害福祉サービスの支給決定を行っている方を優先してください。また、本施設は、入所施設等の地域移行先の一つとなりますので、施設入所者や長期入院患者を可能な範囲で積極的な受け入れを行ってください。

カ 体制整備及びサービスの提供

障害福祉サービスの運営については、障害者総合支援給付費等により、円滑に遂行できるように体制を整備してください。また、長期的に安定した、質の高いサービスの提供に努めてください。

キ 職員の資質向上

利用者へのサービス向上が図れるよう、職員の資質向上に努めてください。

ク 福祉サービス第三者評価の受審

開設翌々年度までに初回受審とともに、以後3年に1回以上受審してください。

ケ 地域住民との交流

施設の整備、運営にあたっては、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、誠実に対応してください。また、地域住民との友好な関係保持に努め、地域に開かれた運営を行うとともに、地域福祉の向上に貢献できる運営を行ってください。

コ 市における地域防災に協力してください。

サ 利用者が負担すべき額を軽減するための配慮をお願いします。

7 施設整備に係る補助金

施設整備にあたっては、以下の補助制度がありますので、参考としてください。

なお、補助金交付を保証するものではありません。

(1) 障害者通所施設等整備費補助（東京都補助制度）

(2) 定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助
(東京都補助制度)

詳細は、東京都のホームページなどを御確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/seikatukibanseibi/index.html>

なお、国や東京都等による施設整備費の補助金を利用する場合には、別途補助金の実施機関と補助協議が必要になります。法令、補助要綱等をよく読み、整備基準に適合した設計を行ってください。

また、候補事業者の決定が補助内示を保証するものではありませんので御注意ください。

8 公募・選定に係るスケジュール

本公募におけるスケジュールは以下のとおりです。応募状況によっては、スケジュールが変更になることがあります。

内容	日程
公募受付期間	令和7年9月19日（金）～令和7年11月21日（金）
事業者説明及び現地見学会の申込期限	令和7年10月30日（木）午後4時まで
事業者説明会及び現地見学会	令和7年11月4日（火）午前10時
質問受付期限	令和7年11月6日（木）午後5時まで
質問回答	令和7年11月14日（金）午後4時
応募申込書 応募資格審査資格審査書類の提出期限	令和7年11月21日（金）午後5時まで
応募資格審査 審査結果通知	令和7年11月28日（金）
書類審査及びプレゼンテーション審査 書類提出期限	令和7年12月15日（月）
書類審査プレゼンテーション審査	令和7年12月22日（月）～令和7年12月26日（金）のいずれか
選定結果の通知及び公表	令和8年2月末（予定）

以下に、東京都の補助金を活用する場合のスケジュール例を参考として掲載します。

内容	日程
事業計画書提出（東京都へ）	令和8年5月
補助協議書提出（東京都へ）	令和8年6月
補助内示（東京都より）	令和8年8月
市との土地貸付契約締結	令和8年8月以降 (東京都からの補助内示後)
施設整備事業に係る入札	
工事請負契約締結・着工	
工事竣工	令和10年3月末または令和11年3月末 (東京都からの補助内示の条件に従ってください)
開設準備、開設	令和10年4月～令和12年3月まで

9 候補事業者の選定方法

（1）選定方法

ア 提案公募型のプロポーザル方式で行います。

イ 応募事業者数にかかわらず、応募資格審査により、書類審査及びプレゼンテーション審査の選定へ進むことが可能な事業者を選定します。応募資格審査の審査結果は、審査の全ての応募事業者に結果をメール及び郵送します。

ウ 応募資格審査を通過した事業者について、提出書類に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査では障害福祉サービス等施設整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員からの質疑を行います。

時間等の詳細は、後述「15（3）書類審査及びプレゼンテーション審査」に記載のとおり、令和7年12月18日（木）午後5時までに、メールにてお知らせします。

エ 必要に応じて、既存運営施設の実地調査を行う場合もあります。

オ 応募資格審査、書類審査及びプレゼンテーション審査の総合評価点が最も高い事業所を契約交渉順位第1位候補事業者、総合評価点が次に高い事業者を第2位候補事業者として選定します。

カ 全応募事業者が基準点に満たない場合は、候補事業者なしとする場合があります。

（2）審査基準

審査に当たっては、次の事項を中心に審査・選定します。

ア 運営の適格性、法人の財務状況など

イ 事業の運営理念・方針・サービスの内容・利用者負担など。

ウ 事業運営、資金計画の確実性など。

エ 施設内容、居住環境など。

オ 地域、地域住民、入居家族などとの連携、具体的な方策など。

※以下の財務状況については、必須条件とし、書類審査において確認します。条件を満たさないと市が判断した場合、候補事業者に選定しないため、御注意ください。

令和6年度末時点において、施設整備資金のほか、年間事業費（予算額）の12分の2以上の運営費を確保してください（金融機関からの借入金は認めません。）。

なお、応募事業者が行っている既存事業についても、その運営資金が確保されている必要があります。

また、候補事業者として決定した場合は、令和7年度末時点においても、同様に運営費が確保されている必要があります。

（3）選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全ての事業者へ通知します。

（4）選定結果等の公表

候補事業者の名称及び提案内容の概要については、市公式ホームページで公表を予定しています。

10 応募申込、応募資格審査及びプレゼンテーション審査に関する質問、回答

（1）質問の方法

質問の要旨及び必要事項を【様式第2号 市有地を活用した障害福祉サービス施設

等整備事業 質問書】に記載の上、Eメールで下記「(3) イ提出先」へ提出してください。

(2) 応募申込書及び質問書の受付期間、提出先

ア 質問受付期間

令和7年9月19日（金）から令和7年11月6日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先

昭島市保健福祉部障害福祉課

Eメール : syogai@city.akishima.lg.jp

電話番号 : 042-544-5111 (内線2136)

(3) 質問回答の方法

応募申込書を提出した全ての事業者へ、メールにて回答いたします。

(4) 回答日

令和7年11月14日（金）午後4時（予定）

なお、回答作成に時間を要する質問については、回答予定日以降に回答させていた
だく場合があります。

(6) 留意事項

ア 受付期間を過ぎて提出された質問書については受付できませんので、御注意ください。

イ 本公募への参加を希望する事業者は、必ず応募申込書を提出してください。質問書のみを提出した事業者は、参加できません。

ウ メール送信する際は、メールタイトルの先頭に「市有地整備事業公募申込」「市有地整備事業質問」等メールの内容が分かるようにしてください。また、メールを送信した後、必ず電話にて到達確認をしてください。

11 事業者説明会及び現地見学会

(1) 事業者説明会

ア 開催日時

令和7年11月4日（火）午前10時から（午前9時30分受付開始）

イ 会場

昭島市役所 2階 204会議室

住所 〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

<http://www.city.akishima.lg.jp/>

(2) 現地見学会

ア 開催日時

令和7年11月4日（火）午前11時30分から正午まで

イ 場所

昭島市松原町五丁目2番地先

(3) 事業者説明会及び現地見学会の参加受付について

ア 受付期間

令和7年9月19日（金）から令和7年10月30日（木）午後4時まで

イ 受付先

昭島市保健福祉部障害福祉課へメールにて。

Eメール：syogai@city.akishima.lg.jp

※メール本文には、以下の内容を必ず記載してください。

参加事業者名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス、参加予定人数、

市役所への来庁手段、自動車の台数（来庁方法が自動車の場合のみ）

(4) 留意事項

ア 本公募の申し込みを予定している事業者は、必ず参加してください。

イ 参加者は必ず応募事業者の職員が出席してください。設計会社、コンサルタント会社等のみの出席は御遠慮ください。

ウ 出席者は1事業者につき、3名までとします。

エ 説明会では、本公募要項は配布いたしませんので、持参してください。

オ 市役所から貸付予定地へは移動は、各事業者で行ってください。

カ 貸付予定地には駐車場はありません。駐車場については、民間の駐車場をご利用ください。

キ 貸付予定地の見学の際は、地域住民等の迷惑にならないように注意してください。

ク 事業者別の見学時間の設定は行いません。上記(2)アの開催日時の時間帯で、各

事業者で見学を行ってください。（来所時及び退所時は、現地にいる市職員に声を掛けください。）

ケ 悪天候等の場合、現地見学会を中止する場合があります。現地見学会を中止については、事業者説明会にて案内いたします。

12 応募資格審査

「11 事業者説明会及び現地見学会」へ参加した事業者のうち、応募資格審査の選考を希望する事業者は、下記により応募申込書及び応募資格審査書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ・様式第1号 市有地を活用した障害福祉サービス施設等整備事業者応募申込書
- ・別紙「応募資格審査 様式集」のとおりです。

※様式第4号から様式第12号までについては、書類に加え、電子データをCD-R等に格納し、一式を提出してください。

(2) 提出方法等

ア 提出期間

令和7年11月5日（水）から令和7年11月21日（金）まで（土日祝日は除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く。）

※提出に際しては、令和7年11月19日（水）午後5時までに、電話にて来庁日時の予約をしてください。

※必ず提出期間内に直接来庁し、提出してください。提出期間を過ぎたもの、郵便等で送付されたものについては、無効とします。

イ 提出場所

東京都昭島市田中町 1-17-1

昭島市保健福祉部障害福祉課 昭島市役所 1 階13番窓口

電話 : 042-544-5111 (内線2136)

ウ 留意事項

- (ア) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (イ) 応募事業者の都合による応募書類の差し替え及び追加提出はできません。ただし、市が必要と認めるときは、応募書類の差し替え、若しくは追加提出又は説明を求める場合があります。
- (ウ) 原則として提出書類はA4サイズとしてください。
- (エ) 応募に要する経費は、応募事業者の負担とします。
- (オ) その他、提出書類については、別紙「応募資格審査 様式集」を参照してください。

13 応募資格審査の結果連絡

応募資格審査の結果について、令和7年11月28日（金）午後5時までに全ての応募事業者へメールにて連絡します。なお、令和7年12月2日（火）正午までにメールが届かなかった場合、「17 問い合わせ先」へ確認の電話をお願いします。

また、後日結果を通知します。

14 書類審査及びプレゼンテーション審査

応募資格審査を通過した事業者は、次により書類審査及びプレゼンテーション審査に関する書類を提出してください。

(1) 提出書類

別紙2 「書類審査及びプレゼンテーション審査 様式集」のとおりです。

様式第13号から様式第26号までについては、書類に加え、電子データをCD-R等に格納し一式を提出してください。

(2) 提出方法等

ア 提出期限

令和7年12月15日（月）午後5時まで

詳しい日時等については、「13 応募資格審査の結果連絡」を送付する際に、応募資格を有する事業者に対して通知します。

イ 留意事項

- (ア) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (イ) 応募事業者都合による応募書類の差し替え、及び追加提出はできません。ただし、市が必要と認めるときは、応募書類の差し替え、若しくは追加提出又は説明を求める場合があります。
- (ウ) 原則として提出書類はA4サイズ（図面のみA3サイズ）としてください。
- (エ) 応募に要する経費は、応募事業者の負担とします。

(オ) 「9(2)※」に記載した、必須条件が盛り込まれている内容となっているか、必ず御確認をお願いします。

(カ) その他、提出書類については、別紙2「書類審査及びプレゼンテーション審査様式集」を参照してください。

(3) 書類審査及びプレゼンテーション審査

ア 書類審査

提出された書類を選定委員会が審査します。

審査日：令和7年12月

イ プrezentation審査

審査日：令和7年12月22日（月）、23日（火）、24日（水）、25日（木）、26日（金）のいずれかを予定。

時間、場所については、令和7年12月18日（木）午後5時までにメールにて連絡いたします。また、プレゼンテーション審査への出席者は、応募事業者の職員に限ります。

令和7年12月19日（金）正午までにメールが届かない場合、「17 問い合わせ先」へ確認の電話をお願いします。

審査基準等は、「9 候補事業者の選定方法」をご覧ください。

15 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全ての事業者へ通知します。

(2) 選定結果等の公表

候補事業者の名称及び提案内容の概要については、市公式ホームページで公表します。

16 応募にあたっての留意事項

(1) 建築基準法等の手続

建築基準法等の関連法令を遵守した事業計画としてください。事業計画や設計に当たっては、担当部署に事前に相談してください。

(2) 応募に関する書類等の取り扱い

ア 提出書類等の返還はいたしません。

イ 市は提出書類等をこの整備事業以外の目的で使用しません。また、当該参加者に無断で公表しません。ただし、提出された書類等は、昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）及び昭島市情報公開条例施行規則（平成10年昭島市規則第40号）に基づき、公開請求があった場合には公開することができます。

(3) 著作権について

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募事業者に帰属するものとします。ただし、本公募の結果の公表及びその他国及び市が必要と認めるときには、国及び市は提出書類の全部又は一部を無償で使用することができるものとします。

(4) 公募の辞退

本公募を辞退する場合は、事業者名による参加辞退届出書（様式第3号）を市に提出してください。

17 問い合わせ先

東京都昭島市田中町1-17-1

昭島市保健福祉部障害福祉課

昭島市役所1階13番 窓口 平沢、星、照屋

電話：042-544-5111（内線2136）、FAX：042-546-8855

Eメール：syogai@city.akishima.lg.jp